

介護保険事業所指定等の ガイドブック



平成30年4月

高根沢町健康福祉課

高齢者・介護係

このガイドブックは、高根沢町健康福祉課が所管する地域密着型サービス事業所・居宅介護（予防）支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業所の指定等に関する手続きを説明するものです。

目次

I 介護保険制度の概要	3
1 介護保険制度について	3
2 介護保険制度における法令遵守について	4
3 地域密着型サービスについて	5
4 介護予防・日常生活支援総合事業について	6
II 指定申請の手続きについて	7
1 指定とは	7
2 指定スケジュール	9
3 指定申請の流れ	9
4 申請書類の作成について	11
5 指定申請に当たっての留意点について	13
6 みなし指定について	15
III 指定後の手続きについて	16
1 介護給付費等の請求について	16
2 介護サービス情報の公表制度について	17
3 変更届出について	18
4 介護報酬の算定に係る体制の変更について	20
5 介護報酬の過誤調整について	21
6 介護報酬の算定に係る定期的な事務手続について	21
7 業務管理体制の整備に関する届出について	24
8 事業の廃止・休止について	25
9 事業の再開について	25
10 指定の辞退について	26
11 指定の更新について	26
IV 参考資料	28

I 介護保険制度の概要



1 介護保険制度について

- ◆ 介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みとして、平成12年4月に創設されました。
- ◆ 国民の共同連帯の理念にもとづき、全国民で公平に制度を支えています。
- ◆ 高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念をふまえ、その持続可能性を高める改正（新予防給付の創設、地域密着型サービスの創設、介護サービス情報の公表制度の導入等）が行われ、平成18年4月から施行されています。
- ◆ 平成21年5月からは、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制が強化され、事業者には法令遵守責任者の選任と業務管理体制の届出が義務付けられました。
- ◆ 平成27年4月からは、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）や全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様なサービスを提供する介護予防・日常生活支援事業（猶予期間2年間）を行うこととなりました。
- ◆ 平成28年4月からは、居宅サービスの通所介護のうち、小規模なものが、地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに移行となりました。
- ◆ 平成30年4月からは、居宅介護支援事業者に係る指定等の権限が栃木県から移譲されました。

2 介護保険制度における法令遵守について

- ◆ 介護保険制度は、自助・共助・公助により介護を社会的に支える仕組みです。「自助」として費用の1割又は2割を利用者が負担し、残りの8割又は9割を「共助」（40歳以上の被保険者が払う保険料）及び「公助」（税金）で折半します。
- ◆ 介護サービス事業者は、安定した経営を続けるためにも、**自ら進んで法令遵守に努め、市民の信頼を得る必要があります。**従って、各介護サービス事業者においては、**自ら介護保険法、指定基準（厚生労働省令及び高根沢町条例）を始めとする法令等を理解し、質の高いサービスを提供するよう努めなければなりません。**

◇ 指定基準は、サービスごとに、次の要件が定められています。

- ① 基本方針
- ② 人員基準（従業員の知識・技能・人員に関する基準）
- ③ 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ④ 運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められる運営上の基準）

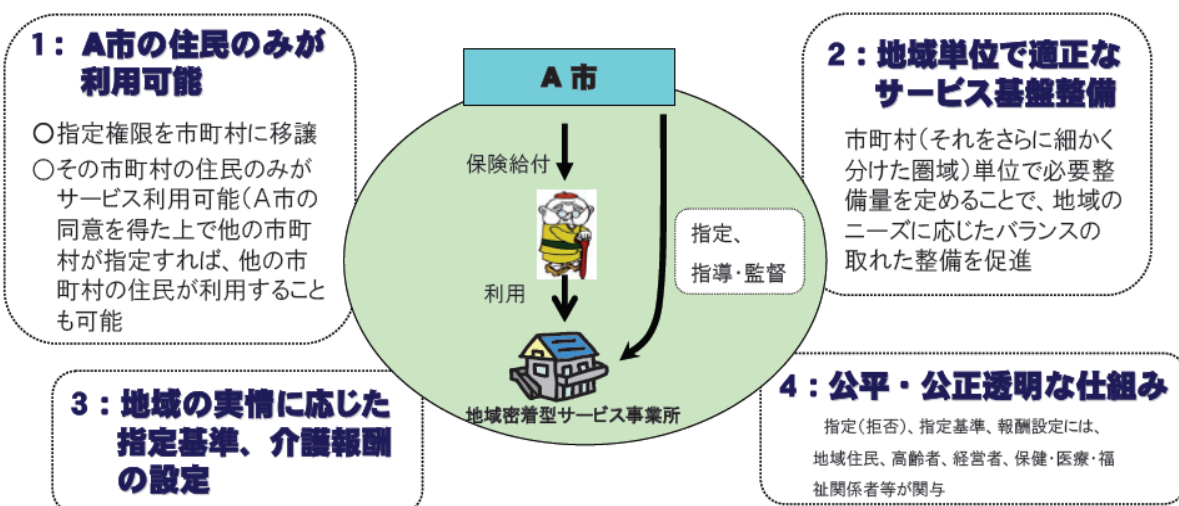
※サービスごとの指定基準の名称等については、**29ページ**を参照してください。

3 地域密着型サービスについて

- ◆ 地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活が継続できるようにとの観点から平成 18 年 4 月に創設されました。介護保険の事業者指定は、都道府県が指定・監督を行っていましたが、地域密着型サービスについては、事業者指定とともに、指導及び監督についても市町村が行います。

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設。



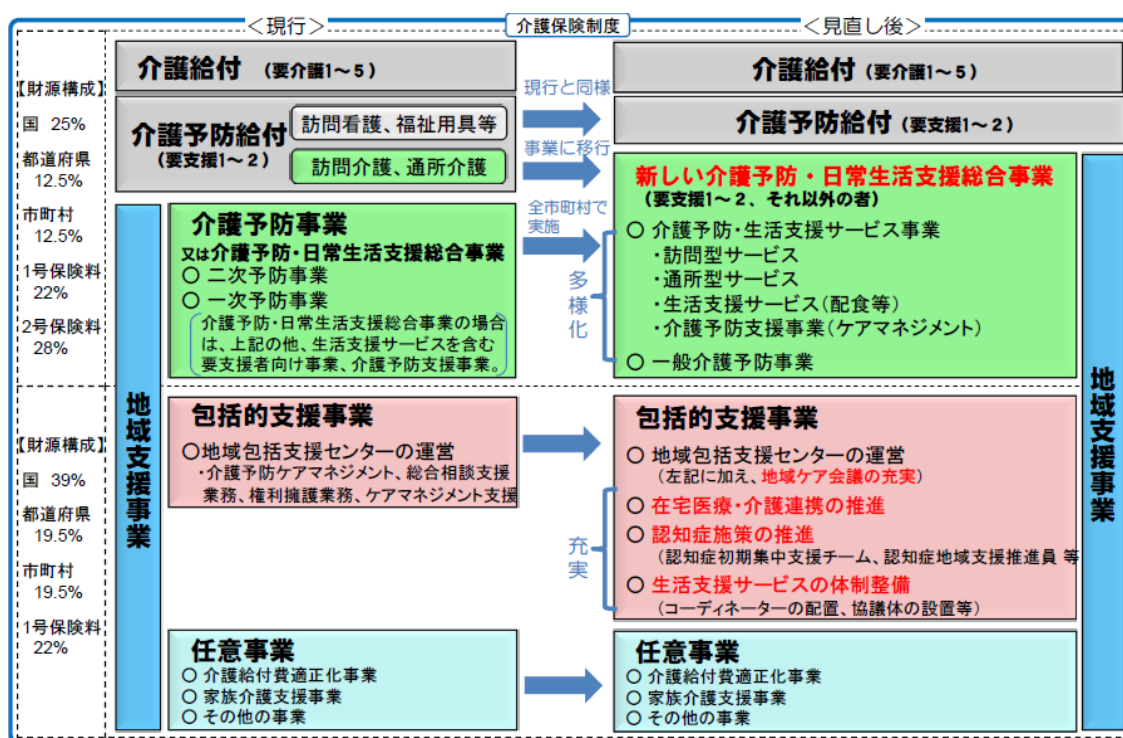
◆地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）の事業分類

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
<ul style="list-style-type: none"> • 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 • 夜間対応型訪問介護 • 小規模多機能型居宅介護 • 認知症対応型通所介護 • 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） • 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 • 地域密着型特定施設入居者生活介護 • 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） • 地域密着型通所介護（療養通所介護含む） 	<ul style="list-style-type: none"> • 介護予防小規模多機能型居宅介護 • 介護予防認知症対応型通所介護 • 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

4 介護予防・日常生活支援総合事業について

- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と、一般介護予防事業に大きく二分されます。この新しい総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進するものです。高根沢町においては、平成28年4月から新しい総合事業がスタートしました。
- ◆ 新しい総合事業については、事業者指定とともに、指導及び監督については市町村が行います。なお、要介護者及び要支援者双方にサービス提供を行う介護サービス事業者については、訪問介護事業者や通所介護事業者に対して指定し、その指導・監督を行う都道府県と市町村が共同で指導及び監督を行います。

◎介護予防・日常生活支援総合事業の構成



Ⅱ 指定申請の手続きについて



1 指定とは

- ・ 介護保険法上のサービスを提供するためには、都道府県知事（政令指定都市及び中核市に所在する事業所においては、当該市長）の指定、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業については、所在地の市町村長の指定を受けなければなりません。
- ・ 指定は、申請により事業所ごと、サービスの種類ごとに行われます。指定を受けた事業所に対して、10桁の介護保険事業所番号が付番されます。
- ・ 指定については、①原則として申請者が法人であること②人員の基準を満たすこと③設備・運営の基準に従って適正に運営できることが要件となっています。（ただし、病院、診療所が、医療系サービスを行う場合には、法人格は必要ありません。）
- ・ 国から「火災対策の充実に関するガイドライン」が示されたことにより、平成28年4月から、「新規指定」又は「更新」の際に、事業に係る建物が建築基準法令に基づく基準に適合していること、及び、当該建物内の設備が消防法令に基づく基準に適合していることを確認することになりました。

【対象サービス】

（介護予防）認知症対応型通所介護

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地域密着型通所介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

看護小規模多機能型居宅介護

【高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧】

建築部局・・・宇都宮土木事務所建築指導担当

消防部局・・・塩谷広域行政組合消防本部

2 指定スケジュール

(1) スケジュール

- ◆ 毎月1日付けで指定します。
- ◆ 申請書の提出期限は、指定を受けたい月の前月の15日となります。(15日が閉庁日(土・日・祝日)の場合には、その前の開庁日が提出期限となります。)
- ◆ 地域密着型サービス事業の指定については、指定に際して地域密着型サービス運営委員会に意見聴取をする必要があります。指定を受けたい月の3か月前までに事前の相談をお願いいたします。なお、申請書類は、事業開始予定月の2か月前までにご提出ください。

【例】

○居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の場合

4月1日に指定を受けたい場合は、3月15日が申請書の提出期限となります。

○地域密着型サービス事業の場合

5月1日に指定を受けたい場合は、3月1日が申請書の提出期限となります。

3 指定申請の流れ

(1) 準備

① 指定要件(指定基準)の確認

- ・ 介護保険事業者として指定を受けるためには、指定基準(高根沢町条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準)を満たさなければなりません。
- ・ 事前に、必ず全文を熟読し、理解した上で申請してください。
 - ※ 高根沢町条例等の名称等については、29ページを参照してください。
 - ※ 指定基準の詳細については、介護保険六法や詳しい解説本等で確認してください。

② 図面協議

- ・ 利用者へのサービス提供に関して建物の新築や改築が必要なサービスについては、事前に図面協議が必要です。
- ・ 図面協議に際しては、必ず設計業者のみでなく管理者(予定)など事業の内容が分かる方も出席してください。
- ・ 図面協議に当たっては、必ず電話で予約し、ご来庁ください。
- ・ 都市計画法、建築基準法等他法令の協議が必要な場合があります。

③ 申請書類の作成

- ・ 申請書の書き方や必要な添付書類は、サービスの種類ごとに異なります。
 - ※ 詳しくは11ページをご覧ください。

(2) 申請

- ・ 申請書の受付は、高根沢町健康福祉課高齢者・介護係（高根沢町役場）で行います。事前に予約の上、窓口へ直接お越しください。
- ・ 申請書の提出期限が閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）の場合には、その前の開庁日が提出期限となります。）
- ・ 申請書は必ずしも1回で受理できるとは限りません。修正や追加で書類を提出していただくことがあります。事業開始予定日から逆算して余裕を持ったスケジュールで申請を行ってください。

※ なお、書類の内容に不備がある場合や、修正・追加書類の提出が遅れ、審査に支障を来す場合には、指定できないことがあります。

(3) 審査

- ・ 申請内容が指定基準を満たしているか審査を行います。
- ・ 必要に応じ、審査の一環として、現地調査をさせていただきます。（調査する場合には、事前に電話にて調査日時をお伝えします。）
- ・ なお、指定時には、人員、設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。詳しくは、13ページ「5 指定申請に当たっての留意点について」を参照してください。

(4) 指定

- ・ 毎月1日付けで指定を行います。
- ・ 指定通知書を事業所あてに普通郵便で送付します。
- ・ 指定通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

(5) 告示

- ・ 指定事業所の名称、所在地、サービスの種類等を告示します。

4 申請書類の作成について

(1) 申請に必要な書類

- ・ 申請に必要な書類は、次のとおりです。

- 指定申請書
- 付表(サービスごとに様式が異なります。)
- 申請に係る添付書類【一式】
- 介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る体制状況一覧表
- 介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る体制等に関する届出書の添付書類【一式】
- 高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づき、新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類
- その他必要書類

申請書、添付書類の様式は、高根沢町ホームページに掲載されています。

【ホームページ掲載場所】

ホーム>くらしの情報>健康・福祉>高齢者福祉>**事業所の方へ(お知らせ・各種手続き等)**

アドレス <http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/>

(2) 指定申請書

- ・ 指定申請書は地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の様式があります。
- ・ 同一名称(同一の介護保険事業所番号)で複数のサービスの指定を申請する場合には、まとめて申請することができます。

(3) 付表・添付書類

- ・ 申請にあたっては、申請書にサービスの種類ごとの**付表**及びサービスの種類ごとに必要な**添付書類**を添えて申請してください。
- ・ 添付書類は、サービスの種類ごとに異なりますので、**チェック表・指定申請に係る添付書類一覧**で必要な書類を確認の上、それぞれのサービスの種類ごとに提出してください。
- ・ 申請内容によっては、チェック表に記載のない書類の提出を求められることがあります。

(4) 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書等

- ・ 指定を受ける場合には、併せて介護報酬算定の体制等の届出を行う必要があります。
- ・ 「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制状況一覧表」に「必要な添付書類」を添えて提出してください。

(5) 作成にあたっての注意点

- ・ 申請書に使用する印鑑は法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。
- ・ 定款の写しについては、最後のページの余白に申請者の代表者名で原本証明を行ってください。

【記載例】

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

法人名

代表者職・氏名

印

- ・ 申請書類の規格は、特段の定めのない限りA4サイズ(日本工業規格A列4番)としてください。
- ・ チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は申請書を受理できません。
- ・ 申請時に添付できない書類がある場合は、担当までご相談ください。
- ・ 提出部数は1部ですが、後日記載事項についてお尋ねすることがありますので、必ず控えを作成しておいてください。(変更等の各種届出、指定の更新申請等も同様です。)

5 指定申請に当たっての留意点について

(1) 指定基準について

- ・ 指定事業者は、厚生労働省令及び高根沢町条例等で定める指定基準（人員・設備・運営基準）に従い、サービスを提供しなければなりません。従って、基準を十分に理解した上で、事業計画を検討してください。
- ・ なお、指定基準はサービスの種類ごとに定められています。
- ・ 指定基準については、29ページを参照してください。

(2) 法人格の必要性について

- ・ 介護保険事業者の指定を申請するためには、法人格を有する必要があります。

(3) 定款・登記簿謄本の記載について

- ・ 申請の際に、定款の「事業目的」の項目に申請を行う事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられ、登記されていることが必要です。定款及び登記事項証明書に当該事業の記載がない場合は、原則として書類を受理できませんので、ご注意ください。
- ・ また、法人の種類によっては、定款の登記に所管庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは関係法令の所管庁にお問い合わせください。

【定款・登記簿謄本への記載例】

- ・ 訪問介護を行う場合……………介護保険法に基づく訪問介護事業
- ・ 居宅サービス全般を行う場合……介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ・ 介護予防サービス全般を行う場合…介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ・ 居宅介護支援を行う場合……………介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ・ 地域密着型サービスを行う場合……介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ・ 第1号訪問事業を行う場合……………介護保険法に基づく第1号訪問事業
- ・ 第1号通所事業を行う場合……………介護保険法に基づく第1号通所事業
- ・ 第1号訪問事業、第1号通所事業どちらも行う場合…介護保険法に基づく
介護予防・日常生活支援総合事業

(4) 事業所の開設準備について

- ・ 工事中、備品等未納入の場合は、原則として申請書の受理はできません。
（工期や備品の納入が申請書提出に間に合わない場合には、個別に相談をしてください。）
- ・ また、指定時には、人員、設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。従って、従業員の勤務管理を行う書類（タイムカード、出勤簿、シフト表等）や介護記録の様式、個別援助計画（通所介護計画等）の様式等の書類を備えておく必要があります。

(5) 他法令の手続きについて

- ・ 介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが望ましいことや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないこともあります。それぞれの行政機関にご確認ください。
- ・ 他法令の手続きが終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や、指定を受けても営業できない場合があります。

他法令の手続きが必要なケース【例】

- ・ 福祉関係法令の適用を受けるもの
→老人福祉法 生活保護法等
- ・ 他法規制の可能性があるもの
→消防法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法等
- ・ 事業者として当然に守るべき法規制など
→就業規則等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続等
- ・ 必要に応じて、事前調整を行うもの
→高根沢町健康福祉課(介護保険事業計画関係、高齢者福祉サービスなど)、地域包括支援センター、隣接地権者、自治会、民生委員等

(6) 欠格事由について

- ◆ 申請者・開設者（又は法人役員等）が次のような事項に該当する場合は、指定できません。

- ① 禁固以上の刑を受け、その執行が終っていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ② 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律【※】により罰金刑を受け、その執行が終っていないか、今後執行を受けることがあるとき
- ③ 指定の申請日の前日までに、社会保険料等について滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料等のすべてを引き続き滞納しているとき
- ④ 指定を取り消され、取消日から5年を経過していないとき(取消し理由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く)
- ⑤ 申請者(法人に限る)と密接な関係を有する者(申請者の親会社等)が指定等を取り消され、その取消日から5年を経過していないとき(取消し理由となった事実について組織的な関与が認められない場合を除く)
- ⑥ 指定取消についての通知があり、その通知日から取消処分日・処分を行わないこととの決定日までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過していないとき(事業廃止の届出について相当の理由がある場合を除く)

- ⑦ 申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に、相当な理由なく廃止届を提出した者で、その届出日から5年が経過していないとき
- ⑧ 申請前5年以内に居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援あるいはこれらに相当するサービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

【※】国民の保健医療・福祉に関する所定の法律（令35条の2）

- ①児童福祉法 ②栄養士法 ③医師法 ④歯科医師法 ⑤保健師助産師看護師法
- ⑥歯科衛生士法 ⑦医療法 ⑧身体障害者福祉法 ⑨精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑩社会福祉法 ⑪医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ⑫薬剤師法 ⑬老人福祉法 ⑭理学療法士及び作業療法士法 ⑮高齢者の医療の確保に関する法律 ⑯社会福祉士法及び介護福祉士法 ⑰義肢装具士法 ⑱精神保健福祉士法 ⑲言語聴覚士法 ⑳障害者自立支援法 ㉑高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

6 みなし指定について

- (1) 介護保険制度では、事業者からの申請に基づいて指定することになっていますが、介護保険法の指定申請を行わなくても、法令により指定されたとみなすことができる場合があります。
- (2) 「みなし指定」の適用を受ける事業については、指定申請の必要がありません。
- (3) 指定を希望しない場合には、指定を辞退する事業について、「指定を不要とする旨の申出書」を提出しなければなりません。

Ⅲ 指定後の手続きについて



1 介護給付費等の請求について

- ・ 介護給付費等の請求は、市町からその審査・支払に関する事務の委託を受けた栃木県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して行うことになります。
- ・ 指定後、県国保連への手続が必要となります。

栃木県国民健康保険団体連合会
〒320-0033
栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階
TEL028-643-5400

- ・ 県国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月の月末になります。また、請求エラーなどで支払ができない場合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確保しておく必要があります。

2 介護サービス情報の公表制度について

(1) 介護保険法上の義務

- ・ 介護サービスは、利用者本人による選択を基本的な理念としています。したがって、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結んでサービスの提供を受ける仕組みです。
- ・ 「介護サービス情報の公表制度」は、利用者による適切な事業者の評価・選択を支援するために創設された制度で、介護保険法第115条の35により、事業者に介護サービス情報の報告が義務付けられたものです。

(2) 栃木県における介護サービス情報の報告について

- ・ 「介護サービス情報の公表制度」において、介護サービス事業者は指定を受けて介護サービスを開始しようとするとき又は県が定める報告計画で定められたときは、介護サービス情報を県に報告し、県はその内容を公表する、という仕組みになっています。
- ・ 県の報告計画に基づき、各事業者に通知された「ID」「パスワード」「サービス名」を「介護サービス情報報告システム」にアクセスし、入力してください。
- ・ システム入力による報告が原則ですが、WEB環境が整っておらず、システム入力が困難な場合は、帳票（紙）による提出も可能です。
- ・ 詳細は、栃木県高齢対策課又は栃木県ホームページ等で確認してください。

栃木県高齢対策課 介護保険班
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 4階
電話番号：028-623-3149
ファックス番号：028-623-3925
Email：kaigo@pref.tochigi.lg.jp

3 変更届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に高根沢町に届け出る必要があります。

(1) 提出書類：「変更届出書」

変更の際に変更内容が分かる書類をあわせて添付の上、提出してください。

(添付書類は下記の添付書類例を参照してください。)

(2) 提出先：高根沢町健康福祉課

	変更項目	添付書類例
1	事業所（施設）の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・重要事項説明書
2	事業所（施設）の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ※事業所の移転がある場合には、6についても変更になるため、6に係る書類も提出してください。
3	主たる事務所（法人）の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の写し ・登記事項証明書（原本）
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（原本） ※登記上、代表者が明確ではない場合には、代表者に選任した旨の議事録 <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書、役員名簿 ※密着特養、小規模多機能居宅介護は、「認知症対応型サービス事業開設者研修」の修了証の写し
5	定款・寄付行為及びその登記事項(当該事業に関するものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更になった定款・寄付行為 ・登記事項証明書（原本）
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の平面図 ・設備・備品等に係る一覧 ※備品に変更がない場合は提出不要 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の外観及び内部の様子が分かる写真
7	備品	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した備品が分かる書面、写真等
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の経歴書 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・誓約書、役員名簿（新しい管理者について記入・押印） ※役員に変更がない場合の役員名簿は、新しい管理者のみ記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・資格、研修修了証が必要な場合はその写しを添付 ※密着サービスは、実践者研修、管理者研修の修了証の写し <ul style="list-style-type: none"> ・兼務一覧（同一建物内で他事業所の従業者を兼務する場合）

		※管理者の住所が変更となる場合は、変更届出のみ提出してください。
9	サービス提供責任者の氏名、 生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者の経歴書 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 資格証の写し
10	運営規程 重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の運営規程（下線を引く、マーキングをするなどして、変更箇所が分かるようにしてください。） ※従業者の職種、員数及び職務内容に変更がある場合は、勤務形態一覧表を添付すること
11	協力医療機関（病院）・ 協力歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 協力医療機関と取り交わした契約書等の写し
12	役員の氏名、生年月日及び住所	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書（原本）（登記事項に役員である旨の記載がある場合） 登記事項証明書に役員である旨が記載されていない場合は、役員に専任されたことを示す書類（議事録の写し等） 誓約書、役員名簿（新しい管理者について記入・押印） ※役員住所が変更の場合は、変更届出のみ提出してください。
13	介護支援専門員の氏名及びその登録番号（介護支援専門員の就労情報の届出）	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 変更又は追加になった介護支援専門員の介護支援専門員証（写真付）の写し 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 主任介護支援専門員については、研修修了書の写し ※更新等により有効期限が変更になった場合には、新しい介護支援専門員証を提出してください。

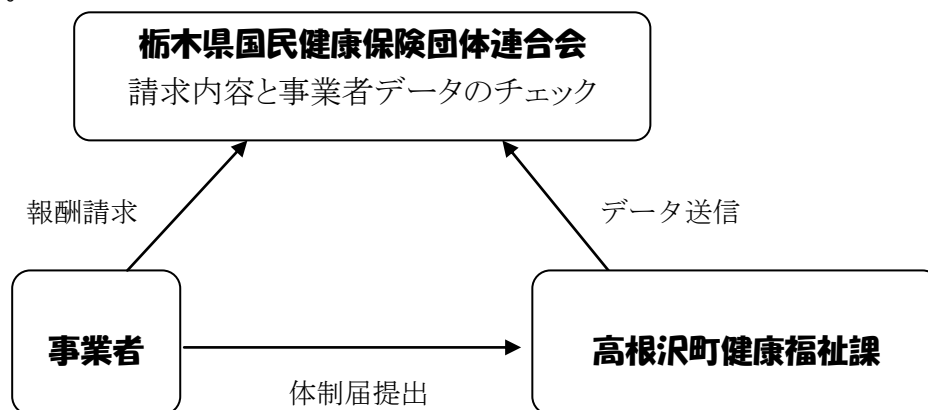
※ 変更内容によっては、「添付書類例」以外の書類を提出していただくこともあります。

※ 提出する勤務形態は、該当する人だけでなく、事業所の従業者全員分のものを提出してください。

4 介護報酬の算定に係る体制の変更について

(1) 趣旨

- ・ 新規指定申請時に提出した「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書」の内容が変更になる場合には、必要書類を提出してください。
（例：新たに加算を算定する場合、加算の算定要件を満たさなくなった場合など）
- ・ 体制の変更を行わないと、県国保連による支払の審査でエラーとなり、介護報酬の支払ができない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 人員基準欠如の場合、介護報酬を減額して請求する際にも、体制の変更手続が必要です。



(2) 提出書類

【地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業】

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制状況一覧表
- ③その他添付書類（必要書類は、添付書類一覧で確認してください。）

【介護予防・日常生活支援総合事業】

- ①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ③その他添付書類（必要書類は、添付書類一覧で確認してください。）

(3) 提出期限

- 地域密着型サービス事業（定期巡回・随時訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護）
- 居宅介護支援事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス・訪問型サービス）
 - 変更を予定する月の前月の15日までに提出してください。
（例）10月1日から変更する場合は、9月15日まで

- 地域密着型サービス事業（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

→ 変更の当該月の初日（1日）までに提出してください。

（例）10月1日から変更する場合は、10月1日まで

（4） 提出先

高根沢町健康福祉課高齢者・介護係 電話675-8105

5 介護報酬の過誤調整について

過誤調整とは、過去に国保連合会へ介護給付費等の請求を行なって、審査・支払いが済んでいる介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）請求明細書の内容に誤りが判明した場合、事業者は保険者へ過誤申立の申請を行なうものです。

（1） 手続き

過誤調整の必要がある旨を高根沢町健康福祉課高齢者・介護係にご相談ください。

（2） 届出書類

- ◆ 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）過誤申立書

（3） 提出先

高根沢町健康福祉課高齢者・介護係 電話675-8105

（4） その他

監査や実地指導の際、過誤調整を指導された場合についても手続きは同様です。

6 介護報酬の算定に係る定期的な事務手続について

（1） 居宅介護支援における特定事業所集中減算の報告

対象：居宅介護支援事業所

概要：正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスについて、特定の事業所の割合が80%以上である場合に減算を行う制度

時期：年2回 前期：3月から8月までの状況を9月15日までに報告

後期：9月から翌年の2月までの状況を3月15日までに報告

手続：すべての居宅介護支援事業所は、年2回『居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書』を作成する必要があります。（作成した報告書は5年間保存してください。）

※作成の結果、80%を超えた場合には、当該報告書に理由を記載し、上記期日までに高根沢町健康福祉課に提出してください。

※居宅サービス計画の総数や理由に関わらず、80%を越えたら提出する必要があります。

適用：高根沢町長が当該理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算と適用するものとして取り扱います。決定後、該当事業所に通知します。

期間：前期報告分：10月1日から3月31日まで

後期報告分：4月1日から9月30日まで

が減算適用期間となります。（報告が遅れた場合は遡って適用）

(2) サービス提供体制強化加算の算定要件の確認

対象：地域密着型サービス・通所型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（現行相当）

概要：サービス提供体制強化加算のそれぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。また、算定要件を満たさなくなった場合には、介護報酬の算定に係る体制の変更の手続きが必要となります。

時期：年1回 ※毎年3月に前年4月～当年2月の状況を各事業所において確認してください。

手続：現在、届け出ている内容に変更がある場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を、高根沢町健康福祉課に提出してください。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定に関する届出について

対象：地域密着型サービス・通所型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（現行相当）

概要：介護職員処遇改善加算を新たに算定する場合又はすでに算定している場合であって、次年度以降も継続して算定をする場合に必要となる手続です。

時期：新規に事業所を開設する場合：新規指定申請書類とあわせて前月15日まで
既存の事業所が年度の途中から本加算の算定を行う場合：前々月の末日まで
毎年2月末（すでに算定しており、次年度も継続して算定をする場合）

手続：下記の書類を健康福祉課へ提出してください。

- ・介護職員処遇改善加算計画書届出票
- ・介護職員処遇改善加算計画書
- ・事業所一覧表
- ・就業規則
- ・労働保険関係成立届等

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制状況一覧表

(4) 介護職員処遇改善加算の実績報告について

対象：処遇改善加算を算定している事業者

概要：介護職員処遇改善加算を算定している事業者は、その支払いの実績を報告する必要があります。

時期：介護職員処遇改善加算を算定した年度の翌年7月31日まで

手続：下記の書類を保健福祉総務課へ提出してください。

- ・介護職員処遇改善実績報告書
- ・賃金改善所用額の積算根拠となる資料
- ・事業所一覧表

※地域密着型通所介護事業所や通所型サービスについて、他自治体の利用者がある場合は、介護職員処遇改善加算の「計画書」と「実績報告書」を該当する自治体に提出する必要があります。添付書類については、各自治体にお問い合わせ下さい。

7 業務管理体制の整備に関する届出について

(1) 趣旨

- ・ 法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
- ・ 法令遵守の義務の履行を確保するため、事業者の規模に応じた業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案など不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護保険事業の適正化を図ります。

(2) 制度の概要

- ・ 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所（施設）の数によって異なります。
- ・ なお、業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善をしていくものです。

【整備内容】

指定・許可事業所数 (※)	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者 の選任	規程の整備	業務執行の 状況の監査
1～19	○	-	-
20～99	○	○	-
100～	○	○	○

- ・ 同一事業所が、例えば、小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

【法令遵守責任者について】

- ・ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法や法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- ・ また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- ・ なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

【法令遵守規程について】

- ・ 法令遵守規程については、**事業者の従業員に少なくとも介護保険法や法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。**
- ・ ただし、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常業務の運営に当たり、法に基づく命令の遵守を確保するための**注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの**など、事業者の実態に即したもので差し支えありません。

(3) 届出先

高根沢町健康福祉課高齢者・介護係 電話675-8105

- ・ 地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者で、事業所等が高根沢町内に所在する事業所。

(4) 届出書類

◆ 業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

※届出書の様式は、栃木県ホームページに掲載しています。

8 事業の廃止・休止について

(1) 手続き

事業の「廃止届」「休止届」の提出については、介護保険法により『**廃止・休止予定日の1月前まで**』と規定されています。必ず、廃止・休止1月前までに提出してください。

(2) 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

廃止・休止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜供与が義務付けられました。(この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。)

(3) 提出先

高根沢町健康福祉課高齢者・介護係 電話675-8105

(4) 提出書類

◆ 廃止・休止届出書

・届出書の様式は、高根沢町ホームページに掲載しています。

・届出に当たっては、廃止又は休止する理由及び現在サービス又は支援を受けている者に対する措置を記載してください。(様式は任意)

・休止期間は、原則最長でも1年間とします。

(ただし、正当な理由がある場合は延長を認める場合もありますので、休止期間が満了する前に高根沢町健康福祉課高齢者・介護係へご相談ください。)

9 事業の再開について

(1) 手続き

事業所を休止後、再開した場合には、指定基準(人員基準・設備基準)を満たしたことを確認の上、再開後10日以内に「**再開届出書**」等を提出してください。

※なお、指定基準(人員基準・設備基準)を満たしたことの確認については、事前に高根沢町健康福祉課高齢者・介護係に相談をしてください。

(2) 提出先

高根沢町健康福祉課高齢者・介護係 電話675-8105

(3) 提出書類

- ① 再開届出書
- ② サービスの付表
- ③ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ④ 資格を有する職員が休止前と変わっている場合は、資格者証の写し等
- ⑤ 運営規程（休止前と変更がなければ必要ありません。）
- ⑥ その他

※休止の期間によっては、提出していただく書類が増える場合があります。

10 指定の辞退について

地域密着型介護老人福祉施設（特養）の指定の辞退について

- ・ 介護老人福祉施設（特養）が事業をやめる場合には、事前に指定の辞退の申し出をすることが必要です。
- ・ 指定を辞退する場合には指定を辞退する日の1月前までに、高根沢町健康福祉課高齢者・介護係に所定の「指定辞退届出書」を提出してください。
- ・ なお、指定の辞退の場合についても、入所者に対する継続的なサービス提供のための便宜供与が義務付けられています。

11 指定の更新について

- ・ 介護サービス事業者の指定については、6年ごとに更新が必要です。
- ・ 更新を行わない場合には、指定有効期間の満了により指定の効力を失うことになります。

(1) 対象となる事業所

- ・ 高根沢町が指定している介護保険事業所

(2) 更新の手続

- ・ 各事業所の指定有効期間満了日の1月前までに更新手続きを完了する必要があります。
- ・ 指定有効期間満了日の3月前を目安に、高根沢町から各事業者へ「指定更新に関する通知」を送付します。通知には、『指定有効期間満了日、更新申請書の提出期限等』が記載されています。
- ・ 提出期限（指定有効期間満了日の2月前）までに下記(3)の提出書類を高根沢町健康福祉課高齢者・介護係へ持参してください。
- ・ なお、「指定（許可）更新申請書」の提出に当たっては、必ず事前に高根沢町健康福祉課高齢者・介護係に電話連絡を行い、日時等を調整の上、提出するようお願いいたします。
- ・ 指定（更新）申請書を提出した場合、その場で書類審査を行いますので、必ず記載

事項について説明できる人が申請書を持参してください。

(3) 提出書類

- ① 指定更新申請に係る提出書類一覧
- ② 指定更新申請書
- ③ 付表（サービスごとに様式が異なります）
- ④ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（兼務職員が分かるように記載）
※指定申請日の属する月の前月の実績と翌月の予定表を添付。
- ⑤ 資格証等の写し（資格等が必要な職種）
- ⑥ 管理者経歴書（資格等が必要な場合は資格証等の写しを添付）
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 役員等名簿
- ⑨ 当該事業所に勤務する介護支援専門員 ※対象サービス事業所のみ
- ⑩ その他必要なもの

※提出事項以外に変更がある場合は、変更事項に係る関係書類も併せて提出してください。

(4) 提出方法等について

高根沢町健康福祉課高齢者・介護係 電話675-8105

※提出部数は1部ですが、後日記載事項について確認させていただくこともありますので、必ず事業所用の控えを作成してください。

(5) 指定更新

- ・ 指定更新通知書を事業所あてに普通郵便で送付します。
- ・ 指定更新通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

IV 參考資料



サービス毎の指定基準・解釈通知（参考資料）

サービスの種類	指定基準 ※参考（厚生労働省令）	解釈通知等（※）
地域密着型サービス	高根沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 1 号） ※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準【平成 18 年厚生労働省令第 34 号】	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について【平成 11 年老計発第 0331004 号】
地域密着型介護予防サービス	高根沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 2 号） ※指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【平成 18 年厚生労働省令第 36 号】	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について【平成 11 年老計発第 0331004 号】
居宅介護支援	高根沢町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 1 号） ※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準【平成 11 年厚生省令第 38 号】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について【平成 11 年老企第 22 号】
介護予防支援	高根沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 25 号） ※指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【平成 18 年厚生労働省令第 37 号】	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について【平成 18 年老振発第 0331003 号】
介護予防・日常生活支援総合事業	高根沢町介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業の訪問型サービス及び通所型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成 28 年告示第 97 号）	介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン【平成 27 年老発 0605 第 5 号】